

議案第 10 号

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように  
制定する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

任命権者の要請に応じて、羽曳野市以外の地方公共団体の職員又は国家公務員等を退職し、引き続き羽曳野市職員となった者の年次有給休暇の付与日数に関する規定の整備及び所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「正規の勤務時間」を「第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)」に改める。

第13条を次のように改める。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となるもの その年度の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、羽曳野市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用された職員若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年羽曳野市条例第16号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員(以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であった者であって、任命権者の要請に応じ、引き続き当該年度に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日

数

- 2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(時間外勤務)</p> <p>第 8 条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要があると認めるときは、職員に対し第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間においての勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ずることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第 8 条の 2～第 12 条 省略</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第 13 条 年次有給休暇は、1 の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1 の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となるもの その年度の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、羽曳野市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 10 条第 1 項の規定により採用された職員若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14 年羽曳野市条例第 16 号)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員(以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であった者であって、任命権者の要請に応じ、引き続き当該年度に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数を考慮</p>	<p>(時間外勤務)</p> <p>第 8 条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要があると認めるときは、職員に対し正規の勤務時間以外の時間においての勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ずることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第 8 条の 2～第 12 条 省略</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第 13 条 年次有給休暇は、1 の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1 の年度において 20 日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。ただし、年度の中途において新たに職員となった者、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 10 条第 1 項の規定により採用された職員又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14 年羽曳野市条例第 16 号)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員のその年度の年次有給休暇の日数は、規則で定める。</p> <p>2 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。</p> <p>3 第 1 項の規定により、1 の年度において与えられる年次有給休暇の日数のうち、その年度に受けなかった日数があるときは、その日数をその翌年度に限り繰り越すことができる。</p>

し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

以下省略

以下省略

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(給料)</p> <p>第 2 条 職員には、羽曳野市職員の勤務時間、                      休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第                      2 号。以下「勤務時間条例」という。)第 8 条                      第 1 項に規定する正規の勤務時間(以下単に                      「正規の勤務時間」という。)による勤務に対                      し、給料を支給する。</p> <p>以下省略</p>	<p>(給料)</p> <p>第 2 条 職員には、羽曳野市職員の勤務時間、                      休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第                      2 号。以下「勤務時間条例」という。)第 7 条                      第 1 項に規定する正規の勤務時間(以下単に                      「正規の勤務時間」という。)による勤務に対                      し、給料を支給する。</p> <p>以下省略</p>